

新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

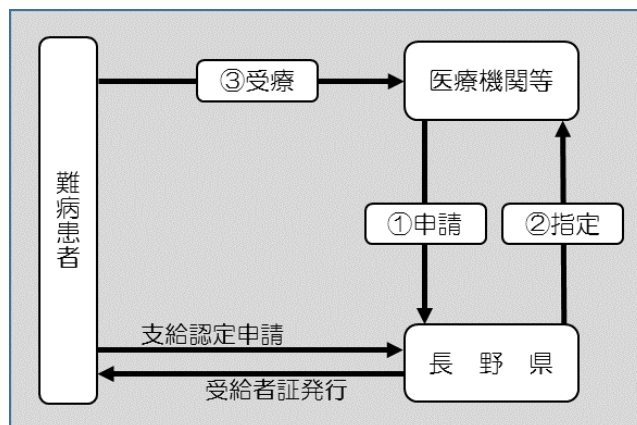
指定医療機関について

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から新たな医療費助成制度が実施されています。

本制度では、知事の指定を受けた医療機関等（以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。

指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。

以下に申請手続や指定医療機関としての要件及び責務を記載しておりますので、御参照の上、必要な手続を行ってくださいますようお願いいたします。



難病患者の方が、生活に身近な地域で医療を受けられるよう、指定申請に御協力くださいますようお願いいたします。

指定医療機関の申請手続等

申請手続

「指定医療機関指定申請書」を次の提出先に提出してください。

提出先

〒380-8570 長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係(住所記載不要)

留意事項

- ◇ 申請者は、開設者となります。
- ◇ 指定後、長野県から申請者あてに指定通知を送付します。
- ◇ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を長野県が公示します。
- ◇ 指定の有効期間は6年間です。
- ◇ 申請書等の様式や指定の状況については、長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課のホームページで御覧いただけます。

指定医療機関の要件・責務

要件（法第14条）

次の医療機関等であること。

- ◇ 保険医療機関
- ◇ 保険薬局
- ◇ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- ◇ 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
- ◇ 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）

法第14条第2項で定める次の欠格要件に該当していないこと。

- ◇ 申請者（役員を含む。以下同じ。）が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- ◇ 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。 等

責務（法第16条・第17条）

指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。

難病に係る医療費助成制度の概要

- ◇ 令和6年4月1日より、対象疾病が341疾病に拡大されました。
- ◇ 重症者も含めてすべての患者さんに自己負担が生じます。
- ◇ 自己負担割合は、2割（現在1割の方は1割）です。
- ◇ 自己負担限度額は入・通院の区別なく設定されます。
- ◇ 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合、負担が増えないよう、世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分します。
- ◇ 受診した複数の医療機関等の自己負担をすべて合算した上で負担限度額が適用されます。（自己負担上限管理票の採用）

問合せ先：健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 TEL026-235-7150

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/nanbyo/siteikikan.html>